

令和4年11月臨時会  
厚生常任委員会会議録  
令和4年11月1日

場 所 第1委員会室



令和4年11月1日(火曜日)

こども政策課長 久保 範 通  
こども家庭課長 小川 智 巳

午前10時25分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和4年度宮崎県一般会計補正  
予算(第5号)

出席委員(7人)

委 員 長	岩 切 達 哉
副 委 員 長	窪 菌 辰 也
委 員	丸 山 裕 次 郎
委 員	横 田 照 夫
委 員	安 田 厚 生
委 員	川 添 博
委 員	前 屋 敷 恵 美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

福祉保健部

福 祉 保 健 部 長	重 黒 木 清
福 祉 保 健 部 次 長 ( 福 祉 担 当 )	児 玉 浩 明
県 参 事 兼 福 祉 保 健 部 次 長 ( 保 健 ・ 医 療 担 当 )	和 田 陽 市
こ ども 政 策 局 長	長 谷 川 武
部 参 事	椎 葉 茂 樹
福 祉 保 健 課 長	柏 田 学
医 療 政 策 課 長	長 倉 正 朋
薬 務 対 策 課 長	川 添 洋 次
長 寿 介 護 課 長	福 山 旭
障 がい 福 祉 課 長	藤 井 浩 介
衛 生 管 理 課 長	壹 岐 和 彦
部 参 事 兼 感 染 症 対 策 課 長	有 村 公 輔

事務局職員出席者

政策調査課主任主事 田 中 孝 樹  
議事課主任主事 飯 田 貴 久

○岩切委員長 ただいまから厚生常任委員会を  
開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてでありま  
す。お手元に配付いたしました日程案のとおり  
でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、そのように決定いた  
します。

執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時27分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等  
について、部長の概要説明を求めます。

○重黒木福祉保健部長 福祉保健部でございま  
す。どうぞよろしくお願ひいたします。それ  
では、座って御説明させていただきます。

本日、御審議をお願いしております議案等に  
つきまして概要を御説明申し上げます。

お手元の常任会資料の2ページをお開きいた  
だきまして、目次を御覧ください。

本日は予算議案1件、その他報告事項1件で  
ございます。

まず、予算議案でございますけれども、資料  
の3ページを御覧ください。

今回の補正予算につきましては、議案第1号  
「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)」

の1件になります。

補正額は、一般会計で歳出予算集計表の下から5行目、補正額の欄にありますとおり20億1,184万7,000円の増額をお願いしており、このうち物価高騰対策事業分が17億6,570万7,000円、災害関連事業分として2億4,614万円となっております。この結果、福祉保健部全体の補正後の予算額につきましては、表の一番下の右の欄にありますとおり、一般会計と特別会計を合わせまして2,843億5,732万9,000円となります。

今回の補正につきましては、物価高騰対策分として光熱費等の高騰の影響を受ける医療機関等に対する支援金の支給、それから災害関連事業分といたしまして、今般の台風第14号に關しまして被災した社会福祉施設等の災害復旧等の支援を行うものでございます。

予算議案の詳細につきましては、この後、担当課長が御説明いたします。

次に、その他報告事項でございますが、令和4年台風第14号による社会福祉施設等の被害状況について報告させていただきます。

こちらも詳細につきましては、後ほど担当課長が説明いたします。

私からは、以上でございます。

**○岩切委員長** 次に、議案についての説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

**○長倉医療政策課長** 常任委員会資料の3ページをお開きください。

補正予算のうち、物価高騰対策事業分について御説明いたします。

今回の補正につきましては、表の右から3列目にありますとおり、医療政策課からこども家庭課までの6課で予算を計上しております。

私から全体の説明をさせていただきます。

補正額は、医療政策課分として7億6,072万円、薬務対策課2,995万円、長寿介護課6億2,337万5,000円、障がい福祉課2億6,249万円、こども政策課8,068万2,000円、こども家庭課849万円の合計17億6,570万7,000円の増額補正であります。

内容につきましては、次の4ページで御説明いたします。

新規事業、医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援事業であります。

まず、1の目的・背景でございますが、医療機関や社会福祉施設等は基本的に診療報酬や介護報酬などの国が定めた公定価格により運営されており、光熱費やガソリン代等の物価高騰に対して価格転嫁が困難であるため支援金を支給し運営を支援するものであります。

2の事業概要ですが、医療機関や社会福祉施設等に対して定額を支給するもので、具体的には、表にお示ししているとおり、上から医療政策課分として医療機関等、約2,600事業所に対して病院及び4床以上の有床診療所で1床当たり3万円、4床未満の有床診療所や無床診療所で1事業所10万円、施術所や助産所で1事業所5万円を支給することとし、7億6,072万円を計上しております。

次に、薬務対策課分として、薬局、約600事業所に対して1事業所5万円を支給し、2,995万円を計上しております。

次に、介護サービス事業所や施設等については、約2,900事業所に対して、また、1つ下の障がい福祉サービス事業所や施設等については、約1,800事業所に対して、入所系や居住系で定員当たり1万5,000円、通所系で1事業所15万円、訪問系で1事業所5万円を支給し、予算額としては、長寿介護課分6億2,270万5,000円、障が

い福祉課分2億1,233万5,000円を計上しております。

次に、こども政策課分として、保育所等、約600事業所に対して定員当たり1,900円を支給し、8,068万2,000円を計上しております。

最後に、こども家庭課分として、児童養護施設等、約60事業所に対して定員当たり1万5,000円を支給し、849万円を計上しております。

また、支給に係る事務作業等を委託する経費等として、事務費5,082万5,000円を計上しております。

3の事業費のとおり、合計で17億6,570万7,000円をお願いするものであり、財源は全額国庫支出金——地方創生臨時交付金であります。

最後に、4の事業効果ですが、支援金を支給することで対象事業所の負担を軽減し、県民への医療や福祉サービスの安定した提供が図られるものと考えております。

**○福山長寿介護課長** 補正予算のうち社会福祉施設等の災害復旧について御説明いたします。

お手元の厚生常任委員会資料の3ページを開きください。

今回、社会福祉施設等の災害復旧に係る補正といたしまして、長寿介護課、障がい福祉課、こども政策課の3課で予算を計上しておりますので、私から全体の説明をさせていただきます。

補正額は予算議案の歳出予算集計表、右から2列目うち災害関連事業分と記載の欄のうち、感染症対策課を除く長寿介護課1億4,000万円、障がい福祉課393万9,000円、こども政策課9,613万5,000円、3課合計で2億4,007万4,000円であります。

続きまして、お手元の常任委員会資料の5ページ、社会福祉施設等の災害復旧についてを御覧ください。

まず、1の目的・背景であります。今回の台風第14号により被災した社会福祉施設等の復旧費を支援するものであります。

次に、2の事業概要であります。 (1)の補助対象者につきましては、社会福祉施設等の設置者である社会福祉法人等となっております。

(2)の事業内容を御覧ください。アの老人福祉施設等であります。長寿介護課分としまして、老人福祉施設等災害復旧事業1億4,000万円の増額補正をお願いしております。すぐ下の表にありますとおり、床上浸水や屋根破損等によりまして、6市町12件の被害が生じており、被害額の合計は、表の右から3列目の一番下のとおり1億8,667万円となっております。また、補助率につきましては4分の3で、その内訳は国が4分の2、県が4分の1となっております。

次に、イの障がい福祉施設等あります。障がい福祉課分としまして、障がい福祉施設等災害復旧事業393万9,000円の増額補正をお願いしております。下の表にありますとおり、屋根や塀の破損等によりまして、3市町3件の被害が生じており、被害額の合計は表の右から3列目の一番下のとおり525万3,000円となっております。

補助率につきましては、先ほどの老人福祉施設等と同じく、4分の3であります。

次に、ウの保育所等あります。こども政策課分としまして、保育所等災害復旧費補助事業9,613万5,000円の増額補正をお願いしております。下の表にありますとおり、床上浸水や屋根の破損等によりまして、6市13件の被害が生じており、被害額の合計は、表の右から3列目の一番下のとおり1億2,818万3,000円となっております。補助率につきましては、これまでと同じく4分の3であります。

次に、3の事業費であります、3課分を合わせまして2億4,007万4,000円となっております。

最後に、4の事業効果としましては、台風第14号により被災した社会福祉施設等の復旧に要する費用の一部を助成することによりまして、早期復旧、運営の安定化が図られると考えております。

**○有村感染症対策課長** お手元の冊子、令和4年度11月補正（臨時）歳出予算説明資料の29ページをお開きください。

感染症対策課の補正予算額は、補正額の欄にありますとおり606万6,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額の欄にありますとおり398億1,062万6,000円となります。

31ページを開きください。

（事項）感染症等予防対策費の説明欄、1の感染症まん延防止事業、606万6,000円ですが、これは床上浸水などにより汚染された場所について、感染症の発生予防及び蔓延防止のために、県の指示の下、市町村が実施した消毒等に係る費用を一部補助するものでございます。

当初予算で166万円を見込んでおりましたが、今回の台風第14号において7市町より消毒経費として606万6,000円の要求があったため、補正を行うものであります。負担割合は、激甚災害の指定により国が3分の2、県が3分1となります。財源内訳としましては、国庫支出金が404万4,000円、一般財源が202万2,000円となります。

**○岩切委員長** 執行部の説明が終了しました。委員の皆様から質疑はありませんか。

**○横田委員** 物価高騰対策緊急支援事業ですけれども、これは手挙げ方式ではなくて全事業所が対象になるんですか。

**○長倉医療政策課長** 基本的に全ての事業所が影響を受けているということで、全ての事業所に対して支援を行うということで考えています。ただ、この交付金は、市町村にも交付がなされておりますので市町村立の事業所は除いていません。

**○前屋敷委員** 災害復旧への支援ですけれども、これは何を基準に支援するんですか。6ページの報告事項の中で被害がかなり多く出ていますが、その数字との乖離があるので一定の支援基準があるのではないかと思ったんです。

**○福山長寿介護課長** この災害復旧事業につきましては、例えば、老人福祉施設であれば被害額が80万円以上、障がい福祉施設につきましても80万円以上、保育関係につきましても40万円以上の被害額が基準となっております。

**○前屋敷委員** それは国の基準なんだろうけれども、県も4分の1は支援するというので、80万円、40万円というところそれぞれにしてみればかなり負担は大きいのではないかと思うんですが、基準額未満の場合は助成や補助は一切ないんですか。県が独自に補助するというものはないんですね。

**○福山長寿介護課長** 基本的に、事業者はこういった災害に備えまして保険に加入していると伺っており、そういった保険で対応できると伺っております。

**○前屋敷委員** 分かりました。

**○丸山委員** 物価高騰対策についてお伺いしたいんですが、国からいつからいつの分の物価高騰として示されているのかを詳しく教えていただきたいです。そして、いつまでに支給がされるのか。

また、国の補正予算で電気代等の物価高騰対策があるんですが、それとちゃんと仕分けされ

ているのか教えてください。

**○長倉医療政策課長** 今回の物価高騰の支援事業につきましては、今年4月から来年の3月までの令和4年度ということで一応考えております。この年度というのは、国が示しているわけではございません。九州各県や全国のいろいろな状況も勘案して年度ということで今考えております。

支援のスケジュールですけれども、今、委員が言われたように速やかにやりたいと考えております。議決をいただきましたら早速関係団体等と具体的な話をしまして、どういう形でやっていくのが一番いいのか話しながら年内には受付を開始して、年度末には支給を終えたいと考えております。

もう一つ、新しい総合経済対策が先週末発表されました。30兆円規模でありますとか、物価高騰に対する支援もということで挙げられておりますけれども、今回のこの交付金による支援につきましては、9月に新たに物価高騰に係る支援金という形で、全国で6,000億円の規模で創設されたものです。その中で、推奨事業の一番初めにこの医療福祉分野に対する支援が上がっております。そういう形で全国、九州も含め支援を開始するというに、この交付金を活用して支援してほしいという要請が国からも来ておりましたので、今回こういうふうに補正予算で上げさせていただきました。

当然国のほうで、先週末の経済対策との役割分担はなされているものだと私どもは思っております。今後、30兆円規模の経済対策がどういう形でなされるのか、私どもも注視はしていきたいと考えているところでございます。

**○丸山委員** 来年の3月までとなると令和5年度になったときに、例えば公定価格の改定がな

いとまた経営が厳しくなるんじゃないかなと想定するものですから、国もその辺を踏まえて福祉施設に対してかさ上げするとか、そういう議論が始まっていると認識してよろしいでしょうか。

**○長倉医療政策課長** そもそもこの物価高騰対策については、委員が今言われたように、例えば診療報酬とか介護報酬の臨時改定とか、あと統一した単価の設定とか、そういうのをやるべきだと私どもも考えておりました、全国知事会等を通じて国に対して要望していたところです。

ただ、こういう形になりまして、今回、補正予算で計上させていただいておりますけれども、本来はやっぱり公定価格ですので、きちっと国のほうでやるべきだと考えておりますので、引き続き、国に対して要望していきたいと考えております。

**○丸山委員** 今言われたとおり、できる限り国のほうでしっかりとした体制にしないと、福祉施設の経営が悪くなるとまたおかしな方向に行ってしまう可能性もあります。これは宮崎県だけではなくて、全国また厚生労働省含めてのいろいろな協議を進めていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

**○窪菌副委員長** 災害復旧の件ですが、資材が不足しているという話を聞いております。資材だけではなくて大工とかも確保できていないところもあるみたいです。社会福祉施設以外にも被害を受けた一般の建物もいっぱいあって、なかなか手が回らない状況ですが、いつまでに支援するのでしょうか。

**○福山長寿介護課長** 災害復旧につきましては、先だって今回の台風第14号を激甚災害に指定する閣議決定もされたところであります。そのような動きの中ではございますけれども、まずは

災害復旧事業を実施するためには、国の災害査定を終わらせてしまわないといけないというのがございます。国の今の考えとしては、12月中には査定を終えたいと伺っているところであります。

ただ、副委員長のおっしゃるとおり、資材ですとか人の確保とか、今度の災害でももちろんいろいろなところで被害を受けておりますので厳しいところもあろうかと思えます。

災害査定は年内でございまして、この事業については繰越しになる可能性も高いと考えております。

**○窪菌副委員長** 繰越しを一部認めるということですが、これは終わった順に順次支払っていくんですか。

**○福山長寿介護課長** 事業が確定いたしました後にお支払いしていくということになります。

**○窪菌副委員長** では、順次ということですね。

**○福山長寿介護課長** はい、順次お支払いしていくこととなります。

**○川添委員** 医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援事業のところなんですけれども、介護サービス、障がい福祉サービスの入所系、居住系については定員掛ける金額というところで、ある程度その規模に見合った支援が行われていて、非常にありがたいことなんですけど、一方、通所系の場合は一事業者15万円とか、訪問系の場合は5万円となっているわけです。これは国のほうで通所系、訪問系については事業所単位での支援のほうがいいんじゃないかという指針が示されているのでしょうか。

例えば、小規模で利用者が5人ぐらいの小さなデイサービスもあれば、50人ぐらい利用しているデイサービスもあるかもしれません。平均の利用者のところで人数を掛けて出してもよ

かったのではないかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

**○福山長寿介護課長** 今回のスキームにつきましては、国から一律に示されたものではございません。ただ、全国各県を見ても同じようなスキームを取っているところが多くあると思っております。

確かに、今回の単価は、例えば介護運営につきましては入所系、通所系、訪問系ごとに標準的な事業所を想定いたしまして設定しております。つまり、最も一般的な規模の事業所を捉えて算定しているわけですが、事業所の規模には確かにばらつきもございまして、委員のおっしゃるとおり、事業所によっては不足を生じることもあるかもしれません。

しかしながら、今回は申請に係る事業所の事務負担を軽減しますとともに迅速に支給するというのを一番に考えまして、一律の単価によることとしているものでありまして、今回のこの事業につきましては、このような形で実施させていただきたいと考えております。

**○川添委員** 分かりました。迅速さを優先ということで、事業の結果、不足とかがなかったのかということもまた検証していただきたいと思えます。

次に、災害復旧ですが、これは火災保険に入られて保険会社の査定で保険金が全額でない場合はこちらの事業のほうで不足分を補填するというのでよろしいのでしょうか。

**○福山長寿介護課長** 保険金の扱いについては国の考えが示されておりまして、この事業者負担分の中にとどまるものであれば、事業者が受け取って、その残額について補助率範囲の中で支援がなされるということになります。

もし、この事業者負担分を超えて補助金が出



るようであれば、それはその分を除いて、あとは国と県で支援させていただくということになると伺っています。

○川添委員 不足分を支援するという点でよろしいですか。

○福山長寿介護課長 今回でいうと4分の1が事業者負担ですけれども、その範囲の中で保険金が収まるのであれば、残りの4分の3は国と県で補助させていただくということになります。

○川添委員 分かりました。

○前屋敷委員 物価高騰対策の保育所に対する支援ですが、1,900円掛ける定員となっています。これは国が示したもののなのだと思うんですけども、この1,900円の算定根拠について教えてください。

○久保こども政策課長 1,900円の積算根拠ですけれども、これは国でこうなさいというものが示されているわけではございません。ただ、算定に当たりましては、保育所等の昨年度の決算上の水道光熱費や燃料費等の平均的な額が通常ベースでありますので、それに対しまして物価上昇率を乗じて1人当たりの年間影響額を出しております。

ただ、確かに入所施設と比べるとちょっと少ないように見えるものですから、私たちもバランス上はどうかというのは確認しているところでございます。例えば入所施設でありますと24時間365日稼働でございますので、それと比較しますと保育所等の場合は昼間だけの稼働でありますとか、日曜・祝祭日、年末年始等の休みもございまして、場合によっては土曜日にも休みということがありまして、そういうところできまして40%ぐらいの稼働率になります。

それから、食事の回数、調理回数等を見ましても保育所等はお昼だけですが、入所施設は3

回というところもございまして。また、入所施設はお風呂等があります。そういうところ等を加えてもバランス的におかしい数字にはなっていないと判断をしたところでございます。

○前屋敷委員 平均的ではありますが、実績に基づいた算出をされているということですね。

○久保こども政策課長 規模が小さいところから大きいところがありますので、平均的なところを抜粋して、それを受けての1人当たりの単価をはじいておりますので、実態に応じた形になっていると考えております。

○岩切委員長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、次に、その他報告事項の説明を求めます。

○柏田福祉保健課長 お手元の常任委員会資料の6ページを御覧ください。

令和4年台風第14号による社会福祉施設等の被害状況についてであります。

被害状況につきましては、現在も調査継続中でありまして、こちらは10月26日現在の状況を取りまとめたものになります。

まず、1の社会福祉施設等についてありますが、(1)老人福祉施設では計24施設において床上浸水、外門の一部破損などの被害が報告されています。

また、(2)の障がい者及び障がい児福祉施設では、延べ49施設において被害が発生しており、48施設においてカーポートや倉庫の破損、屋根の損壊などの物的被害と、1施設において利用者の方が右足を骨折する人的被害が生じております。

(3)の児童福祉施設では、①の保育所、幼

稚園、認定こども園等、計112施設において屋根、カーポート、門扉の破損、床上浸水などの被害が、②の児童養護施設等、計7施設において施設一部損壊、雨漏りなどの被害が発生しております。

7ページを御覧ください。

(4)の医療施設では計20施設において排水パイプの破損、防水シート剥離による雨漏りなどの被害が発生しております。

次に、2の水道についてであります。7市8町3村の計34地区において停電、排水管・導水管の破損、水源地の土砂堆積などの被害が発生しております。このうち、高原町においては2つある水源のうち1つが土砂崩れにより使用不能となり、またそこからの導水管も土砂崩れにより破損した結果、浄水場への導水も不能となる被害が発生しております。これらの結果、一時は県内の計8,389戸において断・減水などの影響が生じたところですが、その後の復旧作業によりまして9月30日14時には県内全域の断水が解消されたところであります。

今後も引き続き被害状況の把握、情報収集に努めますとともに、国、市町村、関係部局とも連携しながら早期復旧に努めてまいりたいと考えております。

○岩切委員長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

○丸山委員 老人福祉施設とか入居施設等で床上浸水の被害がありました。今回はそこまで大きな人命に関わるものがなくよかったわけですが、おとしの人吉市の洪水では老人福祉施設が消防団のおかげで助かったとか、亡くなられた方もいらっしゃったと記憶しています。

今回のこの被害を契機にどうやって命を守る

のかというのを、今後しっかりと検証してほしいと思っています。例えば、複数の施設が床上浸水をしていますが、2階があれば避難しないほうがいいのかもしれないし、水位が2階以上に上がるかもしれない場合は少しでも早く逃げるときもありません。

被害を受けた今こそ検証するべきだと思っているんですが、今回の災害を契機にどのように考えているのかをお伺いできればと思います。

○福山長寿介護課長 高齢者施設の大雨対策でございますけれども、おっしゃったような熊本県の災害等もありまして、私どもといたしましてはこういった大きな台風とかが来る場合は核施設に注意喚起しているところです。

年々こういった豪雨災害や台風が非常に多くなっておりますので、毎年、施設に対する研修もやっております。その中で、今回、実際に床上浸水をされた施設では、垂直避難ということで2階に速やかに避難されて被害がなかったという例もございますけれども、今後こういった被害に対しては十分気をつける必要がございますので、優良事例の紹介も含めて施設に災害への備えを促していきたいと考えております。

○丸山委員 恐らく平成17年以来の大きな被害ですので、水が来ないだろうと思っていた職員も多くて、被害を受けてまさかこういうふうに水が来るとはと感じていると思います。

全県下にハザードマップがあると思いますので、それを基にしっかりと各施設がどう避難すればいいのかとか、今年の災害から高齢者等は早く避難しなさいと変わりましたので、それを含めてしっかりと対応できるようにお願いしたいと思っています。

○川添委員 7ページの水道ですけれども、今回、水道を供給する施設の停電がすごく長引い

て、非常用電源の燃料が枯渇して断水が長引いたと感じています。そもそも非常用電源への燃料の補給とかはどんなふうに把握されているのかお尋ねします。

**○壹岐衛生管理課長** 今回の停電による断水の発生状況ですけれども、水源地についてはいわゆる非常用の発電機がある施設とない施設がございます。災害が起きるようなところ、また停電が起きやすいようなところ等はしっかり非常用の発電装置を備えていくことが必要と考えております。

また、ある一定の燃料につきましては備えているところではございますけれども、非常用の発電期間が長引きますと、その燃料が途絶えてしまう場合もございます。そういった場合につきましては、各水道事業者は応急の燃料補給という対応をしているところでございます。

今回、応急の発電機があるのに停電になってしまったところにつきましては、周りの道路の冠水等によりまして補給用の燃料を配達することができなかったという事例もございます。そういった事例も含めて、今後、さらに容量を大きくするとか、そういった対策について市町村と協議してまいりたいと考えております。

**○川添委員** 災害時の断水は生活が完全にストップしてしまい皆さんが非常にお困りでした。今後、非常用電源がないところへの設置とか、それから燃料の容量とかについて、また県のほうでも目配りしていただくといいかなと思います。

**○前屋敷委員** 先ほど、床上浸水したところの消毒という御説明をいただいたんですけれども、床下浸水したところは対象にはならないんですか。

**○有村感染症対策課長** 基本的に人が生活を営

む上で消毒を必要とするのは床上と位置づけております。したがって、厚労省も言っておりますけれども、床下や庭とかの消毒は原則不要としているところです。

なお、水に浸かってしまうとビチャビチャに濡れてしまいますので、しっかり汚れを洗い流して乾燥させて、例えば塩化ベンザルコニウムで消毒するとか、そういった指導をしているところでございます。

**○前屋敷委員** 床上浸水は大変な状況も分かるんですけれども、床下浸水もなかなか乾かないんです。いろいろな床下浸水の被災地を見させてもらったりしましたけれども、床下から泥をかきだしたりして、乾かすのにかなり苦労されておられるのが見受けられています。天気がよくて湿度もなくて乾きが早ければそれほど影響はないんでしょうけれども、時間がかかったりすると健康上も何か影響が出るのではないかなという気もするものですから、対象にはならないのかどうかお聞きしたところでした。

**○岩切委員長** ほかに御質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

**○岩切委員長** 以上をもって福祉保健部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時11分休憩

---

午後3時8分再開

**○岩切委員長** 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に賛否も含め御意見を願います。

暫時休憩いたします。

午後3時8分休憩

---

午後3時9分再開

○岩切委員長 委員会を再開いたします。

議案第1号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。項目等について御要望はありますか。

〔「正副委員長、一任」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、委員長報告につきましては正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、そのようにいたします。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩切委員長 それでは、以上をもって本日の委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午後3時9分閉会

署 名

厚生常任委員会委員長 岩 切 達 哉